

2022 年 11 月 29 日 りそなアセットマネジメント株式会社

信託財産等における「議決権に関する行使基準」の 改定内容および今後の方針

当社は、「りそなが考える Good なガバナンス」を念頭にコーポレートガバナンス・コードや企業のガバナンス状況を考慮した行使基準を策定し、適切な議決権行使および建設的な対話・エンゲージメントを行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善を促し、長期的な株主利益の最大化を目指しています。

「議決権に関する行使基準」については、年1回以上定期的に見直し改定を検討しています。今回、改定した行使基準の内容について開示するとともに、今後の方向性についてもご報告致します。

- 1. 今回の主な改定内容(2023年1月に開催される株主総会より適用)
- □政策保有株式に関する行使基準

(新規追加)

- ・政策保有株式の保有額(※)が連結純資産の20%以上ある企業で一定以上の資本効率 (ROE8%以上)がない場合、政策保有株式の縮減に関する方針について合理的かつ納得 性ある説明と縮減実績がなければ、代表取締役に反対します(連結純資産に対する比率 は、前年度に発行された有価証券報告書を用いて計算しますが、株主総会招集通知の添付 書類に直近期末の政策保有株式の状況について情報開示がある場合はその数値も活用しま す)。
- (※)「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「貸借対照表計上額の合計額」。

<改定の理由>

・日本特有の慣習である企業間の株式持ち合いについては、①政策保有株式を保有し続けることによる当該企業の資本効率への悪影響と、②議決権行使での少数株主への悪影響があることを問題視しています。コーポレートガバナンス・コードでは、企業に対し政策保有株式の縮減に関する方針等の開示を求めており、多くの企業がComplyしていますが、縮減が進んでいない企業が少なくありません。これまで政策保有株式の問題について企業と対話を行ってまいりましたが、さらなる縮減への動きが必要であると考えるため、政策保有株式に関する行使基準を導入します。

□女性役員選任に関する行使基準

(新規追加)

・プライム市場上場企業で、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の執行役に、女性の 存在が確認出来ない場合、代表取締役の選任に反対します(女性の就任状況は前年度に発 行された有価証券報告書で確認)。但し、ジェンダーの問題に対する方針や取組みについ て合理的かつ納得性ある説明があった場合、または株主総会参考書類で女性の存在が確認 できた場合は反対しません。

<改定の理由>

・多様な見解や視点を持つ取締役会は、より優れた決断を下すことができ、持続的な企業 価値拡大の可能性を高めると考えています。しかし、日本企業は外国企業に比べ同質性の 強い取締役会が多く、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性が十分とは言え ません。中でも、日本においては長い間、社会的な立場での女性の人権が軽視されてきた ことから、経済界においては女性の参画が少ない状況にあります。よって日本企業の多様 性の確保について、ジェンダーダイバーシティの向上が必要であると考え、女性役員選任 に関する行使基準を導入します。

□株主提案に関する行使基準の文言修正

(変更前)

株主提案については、株主価値向上に資するものか十分に検討し、賛否を判断します。 なお、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面 での水準等を当該企業が満たしているかを考慮します。

株主提案には、社会・環境問題に関する事項から多様な分野での事項が含まれることか ら、株主提案を判断するにあたっては、中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは 株主の権利をより保護するものか十分に検討します。

また、例えば以下のような定款変更については、定款に記載することの妥当性に加え、上 記と同様の観点について検討し、賛成することもあります。

- -気候変動リスクに関する情報開示を求めるもの
- -政策保有株式の縮減に関するもの
- -買収防衛策の廃止に関するもの
- -特に必要と考える投資先企業の役員報酬に関するもの

(変更後)

株主提案には、社会・環境問題に関する事項から多様な分野での事項が含まれることか ら、株主提案を判断するにあたっては、中長期の株主価値向上に資するものか、企業理解 に資する情報開示を求めるものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討 します。

なお、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面 での水準等を当該企業が満たしているかを考慮します。

また、業務執行に関する内容を含む定款変更は、経営の自由度を縛る懸念があるため反対 しますが、例えば以下のような定款変更については、定款に記載することの妥当性に加 え、前記と同様の観点について検討し、賛成することもあります。

- -気候変動リスクに関する情報開示を求めるもの
- -政策保有株式の縮減に関するもの
- -買収防衛策の廃止に関するもの
- -特に必要と考える投資先企業の役員報酬に関するもの

<改定の理由>

- ・重複していた文言を削除。判断基準の明確化のため一部文言を追加して記載。定款変更 議案に対する考え方の明確化
- □社外役員の独立性に関する行使基準の明確化 (変更前)
- ・当該企業の在任期間が12年以上である

(変更後)

- ・当該企業の在任期間が12年以上である(※)
- (※)過去に当該企業の社外取締役や社外監査役に就任していた場合、在任期間は通算し ます。

<改定の理由>

- ・在任期間のカウント方法を明確化
- □役員報酬に関する行使基準の明確化

(変更前)

- ④株式報酬等 (ストックオプション、株式)
- ・ストックオプションを行使開始するまでの期間、権利確定するまでの期間が2年未満の 場合には反対します。但し、退職の場合を除きます。

(変更後)

- ④株式報酬等 (ストックオプション、株式)
- ・ストックオプションを行使開始するまでの期間、権利確定するまでの期間、および譲渡 制限付株式報酬における株式の譲渡制限期間が2年未満の場合には反対します。但し、退 職の場合を除きます。

<改定の理由>

・譲渡制限付株式報酬制度導入が増加しているため記載

2. 今後の方針

- ・持続的な企業価値拡大には取締役会の高い独立性と多様性が確保されることが重要であると考えています。
- ・取締役会には、少なくとも独立性のある社外取締役が過半数存在することが望ましいと考えており、既に、親会社または支配株主を有する企業に対しては、取締役会に独立した社外取締役が過半数選任されることを求めています。現状、それ以外の投資先企業に対しては、1/3以上の独立社外取締役の選任を求めていますが、取締役会構成の行使基準を引き上げることも検討します。
- ・2023年1月より、プライム市場上場企業に対し、女性役員選任に関する行使基準を導入しますが、多くの日本企業がジェンダー問題に取り組むことが将来の女性役員候補者を確保することにもなると考えることから、対象企業を拡大していきたいと考えています。

以上